

令和6年度 第1回静岡県環境審議会温泉部会

1 日時 令和6年7月18日（木） 午後1時30分から2時25分まで

2 場所 県庁本館4階議会第1委員会室（静岡市葵区追手町9－6）

3 出席者

(1) 委員 8人

杉本委員（部会長）、佐々木委員、定居委員、佐藤委員、杉山委員、
手塚委員、原委員、益子委員

(2) 事務局 10人

米倉生活衛生局長、阿部衛生課長、丸尾衛生課技監
佐野衛生課長代理兼生活衛生班長、菅谷専門主査、
熱海保健所担当者、御殿場保健所担当者、静岡市保健所担当者（3人）

4 審議の結果

土地掘削許可申請について、事務局が第1号議案及び第2号議案について個別に説明し、異議なく個別承認された。

増掘許可申請について、事務局が第3号議案について個別に説明し、異議なく個別承認された。

動力装置許可申請について、事務局が第4号議案から第6号議案まで一括説明の後、異議なく一括承認された。

5 会議録

【事務局（課長）】 定刻になりましたので、只今から、令和6年度第1回静岡県環境審議会温泉部会を開催いたします。はじめに、本日の会議の出席状況につきまして、御報告いたします。本日は10名のうち、Web参加の益子委員を含め、8名の委員の皆様にご出席をいただいております。審議会条例第6条第2項の規定により、本温泉部会が成立しておりますことを報告いたします。ここで、大石哲司委員の退任に伴い、新たに温泉部会委員になられた方を御紹介します。県議会危機管理くらし環境委員会委員

長の杉本好重様でございます。

【杉本委員】 よろしくお願いいたします。

【事務局（課長）】 温泉部会運営規程第4条の規程により部会長が議長となりますが、現在、前部会長の退任により空席でございますので、審議会条例第5条第3項の「部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。」の規定に基づきまして、部会長の選任を行うことといたします。会議の簡素化のため、事務局から部会長の選任事務を進行させていただきます。それでは、御推薦をお願いいたします。

【原委員】 県議会危機管理くらし環境委員会委員長でいらっしゃいます杉本委員にお願いしたらいかがでしょうか。

【事務局（課長）】 ありがとうございます。ただいま杉本委員を部会長に、との御推薦がありました、皆様よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【事務局（課長）】 杉本委員、よろしいでしょうか。

【杉本委員】 承知しました。

【事務局（課長）】 それでは、杉本委員に部会長をお願いいたします。温泉部会運営規程第4条第1項により、部会長が議長を務めることとなっておりますので、杉本部会長は議長席に、御着席ください。

それでは、ただいま選任されました杉本部会長から御挨拶をお願いします。

【杉本部会長】 <挨拶>

【事務局（課長）】 以降の議事進行につきましては、議長をお願いします。なお、静岡県環境審議会温泉部会運営規程第4条にあるとおり、温泉法第32条の規定に基づき静岡県知事から静岡県環境審議会会長へ諮問された事項について審議を行います本会議は、非公開となります。運営規程第6条に基づき作成した議事録については、揚湯量、温度等を除き公開しますので、御承知おきください。杉本議長よろしくお願いします。

【杉本部会長】 それでは、これより審議に入ります。本日の審議案件は、知事から意見を求められております、第1号から第2号議案の温泉法に基づく掘削許可申請が2件、第3号議案の増掘許可申請が1件、第4号から第6号議案の動力装置許可申請が3件の合計6件でございます。審議は、お手元に配

付いたしました議案書の順に進めてまいります。それでは、まず、第1号議案の掘削許可申請でございます。事務局から説明願います。

【事務局（専門主査）】 第1号議案の掘削について説明いたします。議案書の4ページをお開きください。申請者は、浜松市中央区植松町の●●氏です。掘削場所は、浜松市浜名区都田町で一般地域です。具体的な位置については、議案書の6ページから7ページを御覧ください。天竜浜名湖鉄道 都田駅から北へ約910メートルのところですが、議案書4ページを御覧ください。掘削地は、借地であり、土地所有者からは使用の承諾書を取得しております。申請の目的ですが、申請者が隣接地に建設予定の温浴施設及び宿泊施設へ浴用として供給するものです。掘削の内容ですが、議案書9ページの孔柱図を御覧ください。掘削深度は1,500メートル、最終口径は100ミリメートルとなります。議案書4ページを御覧ください。掘削地付近の状況ですが、「付近の状況」の欄のとおり200メートル以内に利用源泉はありません。浜松市からの意見につきましては、特段の意見はございませんでした。可燃性天然ガスの安全対策についてですが、施行規則第1条の2各号に掲げる基準に適合することを事務局にて確認しております。事務局としましては、議案書3ページの条件を付して、申請どおり許可して支障ないものと考えます。説明は以上です。御審議の程よろしく願います。

【杉本部長】 只今、事務局から議案の説明がありましたが、委員の皆様の御意見を願います。Web参加の益子委員におかれましては、挙手ボタンを押してください。指名後、御発言の際にはマイクをオンにしてください。

【杉本部長】 御意見、いかがでしょうか。それでは御意見がないようですので、採決に移らせていただきます。御異議のある場合は挙手ボタンにてお知らせください。第1号議案につきましては、申請どおり許可することが適当である旨、意見を取りまとめることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【杉本部長】 異議もございませんので、そのように決定いたします。

続いて、第2号議案でございます。本案件は関連案件である増掘の申請の第3号議案とあわせてご審議いただきます。それでは、事務局から説明願います。

【事務局（専門主査）】 第2号議案の掘削及び第3号議案の増掘について説明いたします。議案書の10ページをお開きください。申請者は、両方の案件とも、熱海市小嵐町の熱海ハイプラザ管理組合法人

です。申請場所は、熱海市小嵐町で保護地域です。具体的な位置については、議案書の13ページから14ページを御覧ください。JR来宮駅から南に約1キロメートルのところですが、議案書の18ページをお開きください。本案件は、参考事項にございますとおり、申請者が当源泉を取得する前に、増掘許可を受けずに深度を深くする増掘工事が行われておりました。現在の所有者である申請者が、この不法状態の解消を目的として、改めて法に基づく増掘申請を行い、その上で、新たに掘削を行うものです。申請内容ですが、増掘については、23ページを御覧ください。孔柱図のとおり、深度400メートルで、最終口径は裸孔の80ミリメートルでございます。掘削につきましては、16ページを御覧ください。孔柱図のとおり、深度400メートルで、最終口径は裸孔の100ミリメートルでございます。議案書10ページを御覧ください。掘削地付近の状況ですが、「付近の状況」欄に記載のとおり200メートル以内に利用源泉が7本あり、源泉管理者の同意が取れております。熱海市からの意見につきましては、特段の意見はございませんでした。地元の熱海温泉組合から異議ない旨の意見書が提出されております。可燃性天然ガスの安全対策についてですが、施行規則第1条の2各号に掲げる基準に適合することを事務局にて確認しております。事務局としましては、議案書3頁の条件を付して、申請どおり許可して支障ないものと考えます。説明は以上です。御審議の程よろしく申し上げます。

【杉本部長】 只今、事務局から議案の説明がありましたが、委員の皆様の御意見を申し上げます。Web参加の益子委員におかれましては、挙手ボタンを押してください。指名後、御発言の際にはマイクをオンにしてください。

【定居委員】 質問させてください。掘削許可申請で、10ページが出て、あと1本というのは、確認なんですけれども、不法にやっても掘ってあったわけですね。

【事務局（専門主査）】 説明が不足しておりましたが、現在、源泉が1本あります。その源泉が350メートルの状態です。申請がなされており、県の温泉台帳、当時の申請書にもそのとおりの記載がありました。しかし、現場の源泉を確認すると、深さが400メートルありまして、口径も申請と異なっているということが判明しました。こういった状態でしたので、第3号議案のとおり増掘申請により、最初の申請の状態を、現状に合わせた上で、替掘で新たに温泉井戸を設けるといった流れになっております。

【定居委員】 替掘の場合、普通、1本廃止になりますよね。それはいかがでしょうか。

【事務局（専門主査）】 委員の御指摘のとおりでございまして、現在の源泉については、替掘が完了し

た時点で廃止することになります。

【佐藤委員】 熱海では前回も1件同様の事例がありました。前の所有者から源泉を購入した時点で、手続きがなされないまま、源泉の状態が変更されているといったことが多くなっているようです。皆様方のところも同様の事例があるのかなとは思いますが、問題点として、350メートルと言っているところを許可がないまま掘っているという事例が出てきているのも現状ではあります。このまま鵜呑みにして、いいでしょいいでしょということになったら、今、やっている人たちも許可申請しないで掘っていってしまうと、温泉の保護といった部分からどうなるのかなと。県の環境審議会温泉部会として、温泉を保護していくという役割からして、どういった対処がいいのか。近隣の方々がいいでしょと言うのであればいいのかもしれないのですが。対応としてどうしていくのか、お聞きしたいのですが。

【杉本部長】 事務局、どうでしょうか。

【事務局（専門主査）】 委員の御指摘のとおりなのですが、保健所が毎年、温泉実態調査を行っておりますが、その中で全てを把握することは難しいと考えております。そういった調査時になるべく情報を得て、増掘に該当するようなもの、ただ、違法に新規に掘削する事例はあまりないとは思いますが、元々、申請した内容と異なる状況になっているものはできるだけ把握して、是正させるべきものは是正していく必要があると思っています。今のところ、温泉の保護といった視点では大きな影響があったという事例がないことは幸いではあるのですが、保健所で温泉実態調査や立入調査時に、業者さんや組合の皆様から情報をいただきながら対応していきたいと考えております。

【事務局】 益子委員が挙手されています。

【杉本部長】 益子委員、どうぞ。

【益子委員】 はい。今の御発言なのですが、保健所様の監視だけでは把握するのは難しいと思います。現実のところは。そういった意味でいくと、やはり地元の方々の目と耳というものを大事にさせていただいて、何かあそこで掘っていると、しているらしいぞというのを保健所の方に通報していただくという形が一番わかりやすい対応かなと思います。静岡県伊豆半島の場合、櫓を組んであるケースが多いので、櫓がない状態の中で、もし櫓が組まれているとすると何かやっているのがすぐわかるんですけども。ポンプの上げ下げだとかのために、すでに櫓を作っている場合が多いので、ちょっとわかりにくかもしれません。ただ、櫓の中に掘削マシン、ボーリングマシンが入っていれば、何か増掘なり掘削

なりをやっているぞというのはわかるかと思います。その中には、浚渫というのもあり得るので、全てが全て掘削行為とはならないと。何らかの工事をしているというのは掴めると思います。それを保健所へ伝えてあげれば、浚渫届が出ていますということでこれは浚渫だとなりますし、何も届出が出ていないのにマシーンが据えてあれば許可を得ない掘削をしている可能性があるぞということで保健所が動けるということになります。地元の住民の方に協力していただいて制御していくことしかないかなと思います。非常に大きな問題になり得るし、他県でもある事例ですので、気をつけていった方がよいと思います。

【杉本部会長】 ありがとうございます。他に御発言ありますでしょうか。

【杉本部会長】 それでは御意見も出尽くしたようですので採決に移らせていただきます。御異議のある場合は挙手ボタンにてお知らせください。第2号議案及び第3号議案につきましては申請どおり許可することが適当である旨、意見を取りまとめることとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【杉本部会長】 異議もございませんので、そのように決定いたします。続いて、動力装置許可申請の審議に移ります。動力装置許可申請については、第4号議案から第6号議案までの3件について、一括して審議します。それでは、事務局から説明願います。

【事務局（専門主査）】 動力装置許可申請について、第4号議案から第6号議案まで一括して御説明いたします。

第4号議案について、議案書の24ページをお開きください。申請者は、広島県広島市中区中町の株式会社ゲンバカンリシステムズです。申請場所は、熱海市西熱海町で準保護地域です。具体的な位置については、議案書の26ページから27ページを御覧ください。JR来宮駅から北西へ約530メートルのところですが、議案書の24ページにお戻りください。申請理由ですが、休止泉に動力を装置するものです。利用の目的ですが、申請者が建設予定の宿泊施設へ浴用として供給するものです。申請内容ですが、議案書24ページを御覧ください。11キロワットのエアリフトポンプのエア管を520メートルの深さに設置し、揚湯試験で安定した揚湯が確認できた範囲内の毎分●●リットルを揚湯するものです。申請地付近の状況ですが、「付近の状況」の欄のとおり200メートル以内に利用源泉が2本あり、源泉管理者の同意が取れております。地元の熱海温泉組合から異議ない旨の意見書が提出されておしま

す。事務局といたしましては、申請どおり許可して支障ないものと考えます。

続きまして、第5号議案です。議案書の30ページを御覧ください。申請者は、東京都港区虎ノ門の日本中央開発特定目的会社です。申請場所は、駿東郡小山町須走で一般地域です。具体的な位置については、議案書の32ページから33ページを御覧ください。JR御殿場駅から北西へ約10キロメートルのところですが、議案書の30ページにお戻りください。申請理由ですが、掘削後の源泉に動力を設置するものです。利用の目的ですが、申請者が建設中の宿泊施設の浴用として供給するものです。申請内容ですが、議案書28ページを御覧ください。15キロワットの水中ポンプを1、300メートルの深さに設置し、揚湯試験で安定した揚湯が確認できた範囲内の毎分●●リットルを揚湯するものです。議案書30ページを御覧ください。申請地付近の状況ですが、「付近の状況」の欄のとおり、200メートル以内に利用源泉はありません。事務局といたしましては、申請どおり許可して支障ないものと考えます。

続きまして、第6号議案です。議案書の36ページを御覧ください。申請者は、静岡市葵区紺屋町の株式会社結企画です。申請場所は、静岡市清水区宍原で一般地域です。具体的な位置については、議案書の38ページから39ページを御覧ください。新東名高速道路 新清水ICから北へ、約1.8キロメートルのところですが、議案書の36ページにお戻りください。申請理由ですが、休止泉に動力を設置するものです。利用の目的ですが、申請者が建設予定の住宅の浴用として供給するものです。申請内容ですが、議案書33ページを御覧ください。0.13キロワットの陸上ポンプの揚湯管を8メートルの深さに設置し、揚湯試験で安定した揚湯が確認できた範囲内の毎分●●リットルを揚湯するものです。申請地付近の状況ですが、「付近の状況」の欄のとおり、200メートル以内に利用源泉はありません。事務局といたしましては、申請どおり許可して支障ないものと考えます。

説明は以上です。御審議の程よろしく申し上げます。

【杉本部長】 只今、事務局から議案の説明がありましたが、委員の皆様の御意見を申し上げます。Web参加の益子委員におかれましては、挙手ボタンを押してください。指名後、御発言の際にはマイクをオンにしてください。

【杉本部長】 事務局。

【事務局（専門主査）】 益子委員から、御意見をいただいております。第5号議案についてですが、3

4 ページを御覧ください。揚湯管についてサーマルチューブを用いること、ポンプの設置位置が1, 300 mであることから、温度を確保する意図があるように見受けられます。泉質は単純泉でしょうか。同水位についてですが、大きく低下しているようであれば過剰揚湯に陥る可能性が高いです。揚湯量が1 分当り●●リットルとかなり多い量であり、●●℃の温度から浴用の温度まで昇温する費用が多額になります。ポンプがベーカーヒューズ製という、あまり聞き慣れない製品です。こういった内容で御意見を頂戴しております。まず、本件の申請についてですが、平成 29 年に掘削許可申請がなされ、許可を受けております。掘削は、その2 年後、令和元年8 月に終了しております。その後、5 年ほど経過しているのですが、ホテルの建設が遅れておりまして、動力装置に係る申請が遅れておりました。掘削終了後に、揚湯試験を行っており、その際使用していた動力で揚湯試験及び温泉分析を行い、毎分●●リットル程度の量で安定しているという結果と、温度が●●℃で成分が検出されないいわゆる単純泉でございました。静水位は1 8 0. 6 m、動水位が2 2 4 mでしたので、約4 0 m程低下するような状況でした。ポンプの設置位置が低いこと、サーマルチューブを用いることについてですが、●●℃という温度、温泉については揚湯して地表に出てきた際の温度が2 5℃以上又は成分が検出されるということが必要となってきますので、温度を確保するという意味でポンプを1, 300 メートルの位置に設置して、サーマルチューブを用いるということにしたと聞いております。これに伴い、ポンプを1, 300 メートルと深い位置に設置すること、深い位置であるため水圧が高いこと、井戸の口径が細いことを踏まえると、対応するポンプが日本製だと難しく、海外製で条件に合うポンプが見つかり、これがベーカーヒューズ製であったと聞いております。以上でございます。

【杉本部長】 追加の説明がございました。委員の皆様の御意見をお願いします。

【杉本部長】 益子委員。

【益子委員】 説明ありがとうございました。大体分かりましたけれども、テスト時にすでに●●℃の温度が確認されていたということですね。

【事務局（専門主査）】 はい、そうです。

【益子委員】 今回、1, 300 メートルの位置にポンプを設置して揚げてみるというのは初めてのことでしょうから、●●℃よりも温度は上がるだろうという予測をされているのでしょうか。

【事務局（専門主査）】 以前、行った揚湯試験ですが、ポンプは900 メートルに設置して行っていま

した。その際にはサーマルチューブを使用していたか分からないのですが、●●℃の温度でしたので、そのときよりも低い位置にポンプを設置して温度を確保できると聞いております。実際、その状況で湯し、温泉であることを確認した上で申請をするようお願いしたところではありましたが、ホテルの建設時期等を考えると今回の申請でないと間に合わないということで、申請し、許可をいただいた後にきちんと確認していくとお話をいただいております。以上でございます。

【益子委員】 この内容で問題があるということではないのですが、特殊と申しましょうか、一般的に申し上げると、34ページの図を見ますと、スクリーンを配置しているところにポンプが入っています。一般的にはこういった形はとらないケースが多くて、スクリーン管よりも上部に留めるケースが多いです。なぜかという、スクリーンの位置の近くにポンプを入れると、圧がかかりますので、地層中もしくはケーシングの外のスライムといいましょうかゴミを吸い込むことが多くて、ポンプの損耗が早くなるということも考えられますので、これはあまり推奨できない内容ではございます。申請者のお考えがあるでしょうから異論を申し上げるつもりはございません。特殊な構造であると思います。先ほど、900メートルの位置に設置したという話がありましたが、正直なところ900メートルの所でサーマルチューブを使うということでも、十分に目的は達し得るのかなと思っております。900メートルだと国内のポンプありませんでしょうか、これが駄目とということではないのですが、かなり高額な工事になるなという印象がありましたので、御指摘しておこうかと思いました。問題があるということはないと思います。強いて言えば、水位もかなり深いようすし、水位のモニタリングをしっかりとやっていただくことと、量ですね、それに温度、これもモニタリングをしっかりといただいた方が、25℃をクリアできないといったところも含めて、温泉である続けるということの担保という意味でも非常に重要であろうと思いますので、ぜひ付帯意見として付けていただけるとありがたいなと思います。

【益子委員】 第4号議案ですが、沢の中、少し高い位置にあるようですが、大丈夫なんだろうかね。昔からあるということでしょうから。特に問題はないのかもしれないのですが。場所的に非常に不安定なところにあるなど。

第6号議案ですが、水中ポンプをあえて陸上ポンプで申請したという点でいうと、特に大きな問題はないかと思います。

【杉本部会長】 事務局、いかがですか。

【事務局（専門主査）】 はい。第４号議案ですが、沢の近くではありますが、特に問題はないと聞いております。動力の位置は離れておりまして、源泉の管理もしっかり行われておりますので、問題がないと考えております。

【杉本部長】 益子委員、よろしいでしょうか。

【益子委員】 結構です。ありがとうございます。

【杉本部長】 他に御意見はありませんでしょうか。

【杉本部長】 それでは御意見も出尽くしたようですので採決に移らせていただきます。御異議のある場合は挙手ボタンにてお知らせください。事務局から説明のあった第４号議案から第６号議案につきましては申請どおり許可することが適当である旨、意見を取りまとめることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【杉本部長】 異議もございませんので、そのように決定いたします。それでは、以上をもちまして、諮問事項の審議はすべて終了しました。御協力ありがとうございました。県におきましては、本日各委員から出された御意見を今後の温泉行政に反映していただきますようお願いいたします。以降の進行については、事務局にお返しします。

【事務局（課長）】 それでは、最後に、生活衛生局長の米倉より、御挨拶を申し上げます。

【事務局（局長）】 <挨拶>

【事務局（課長）】 それでは、以上をもちまして、令和６年度第１回静岡県環境審議会温泉部会を閉会いたします。本日はありがとうございました。